

定 款

社会福祉
法 人

富山県社会福祉協議会

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会定款

昭和27年	5月 8日	制 定
昭和31年	3月24日	第1次改訂
昭和32年	7月30日	第2次改訂
昭和36年	7月18日	第3次改訂
昭和40年	4月23日	第4次改訂
昭和43年	7月31日	第5次改訂
昭和45年	2月 4日	第6次改訂
昭和45年	7月23日	第7次改訂
昭和48年	7月 3日	第8次改訂
昭和50年	7月24日	第9次改訂
昭和52年	7月 4日	第10次改訂
昭和53年	8月 7日	第11次改訂
平成元年	1月11日	第12次改訂（解散事由変更：平成 4.12.18 登記）
平成元年	9月25日	第13次改訂（定数変更）
平成4年	1月 5日	第14次改訂（目的変更：平成 4.12.18 登記）
平成7年	7月 3日	第15次改訂
平成7年	9月29日	第16次改訂（目的変更：平成 7.10.6 登記）
平成10年	4月24日	第17次改訂（職務、決算変更）
平成11年	3月29日	第18次改訂（基本財産変更）
平成11年	11月11日	第19次改訂（事業追加、所在地変更：平成 11.12.2 登記）
平成12年	8月 1日	第20次改訂（基本財産変更、事業削除：平成 12.8.4 登記）
平成12年	12月 5日	第21次改訂（運営適正化委員会の章追加）
平成13年	6月 4日	第22次改訂（新たな定款準則に基づく変更）
平成15年	6月23日	第23次改訂（役員を選任規定の改正等）
平成16年	3月26日	第24次改訂（福祉医療機構の文言整理）
平成17年	6月 6日	第25次改訂（協調融資に係る基本財産の担保提供を追加）
平成17年	9月11日	第26次改訂（評議員定数の改正）
平成17年	10月 2日	第27次改訂（理事定数の改正）
平成18年	5月17日	第28次改訂（介護サービス情報公表事業の追加等）
平成19年	3月 9日	第29次改訂（高齢者の生きがいと健康づくり事業の追加等）
平成20年	6月16日	第30次改訂（事業名変更：日常生活自立支援事業）
平成21年	5月14日	第31次改訂（事業追加等）
平成24年	6月21日	第32次改訂（障害者権利擁護・虐待防止事業の追加等）
平成25年	6月21日	第33次改訂（県がん総合相談支援センター業務等の追加）
平成26年	5月 9日	第34次改訂（名誉会長の複数配置）
平成27年	6月24日	第35次改訂（生活困窮者の自立相談支援事業の追加等）
平成29年	1月25日	第36次改訂（社会福祉法改正に伴う全面的改正）
令和 2年	4月30日	第37次改訂（生活困窮者の家計改善支援事業の追加等）

令和 5年 7月25日 第38次改訂（事業の削除等）

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「本会」という。)は、富山県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を営む者への支援に関する事業
- (5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (10) 共同募金事業への協力
- (11) 富山県福祉人材センターの業務の実施
- (12) 介護福祉士等修学資金貸付事業
- (13) 保育支援貸付事業
- (14) 児童養護施設退所者等貸付事業
- (15) 日常生活自立支援事業
- (16) 生活福祉資金貸付事業
- (17) 社会福祉事業従事者の福利増進
- (18) ボランティア活動の振興
- (19) 福祉カレッジの設置運営
- (20) 介護サービス情報の公表事業
- (21) 高齢者の生きがいと健康づくり促進事業
- (22) 富山県難病相談・支援センターの業務の実施
- (23) 富山県がん総合相談支援センターの業務の実施
- (24) 生活困窮者の自立相談支援事業
- (25) 生活困窮者の就労準備支援事業
- (26) 生活困窮者の家計改善支援事業
- (27) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 本会は、社会福祉法人富山県社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 本会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 本会は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 本会の事務所を富山県富山市安住町5番21号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 本会に評議員26名以上32名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 本会に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員2名、監事2名、事務局員1名の合計5名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が400,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の数)

第17条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上19名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、専務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第24条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第25条 本会に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の推薦により評議員会の決議を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

4 名誉会長は、本会の業務について会長の諮問に答え又は助言する。

5 顧問は、本会の業務について会長の諮問に答える。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会員

(会員)

第32条 本会に会員を置く。

- 2 会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は評議員会において別に定める。

第8章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第33条 本会に部会又は委員会を置くことができる。

- 2 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 部会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第34条 本会に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会(以下「運営適正化委員会」という。)を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第35条 運営適正化委員会の委員は13名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第36条 運営適正化委員会の委員は、本会に置かれる運営適正化委員選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第37条 第35条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第38条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第39条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第10章 事務局及び福祉カレッジ

(事務局及び職員)

第40条 本会の事務(福祉カレッジに係る事務を除く。)を処理するため事務局を置く。

2 本会に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置く。

3 本会の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

4 施設長等以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

(福祉カレッジ及び職員)

第41条 本会の福祉・介護人材の養成確保等に関する業務を行うため福祉カレッジを置く。

2 福祉カレッジに、学長を1名置くほか、職員若干名を置く。

3 福祉カレッジの学長及び職員は、会長が任免する。

4 福祉カレッジの設置及び運営に関する規程は、別に定める。

第11章 資産及び会計

(資産の区分)

第42条 本会の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、収益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 3,000,000円

3 その他財産は、基本財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 収益事業用財産は、第50条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第43条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、富山県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、富山県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第44条 本会の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会及び評議員会の決議を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第47条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第48条 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得、評議員会の決議を得なければならない。

第12章 収益を目的とする事業

(種別)

第50条 本会は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1)富山県総合福祉会館の管理

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第51条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、本会の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第13章 解 散

(解散)

第52条 本会は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第14章 定款の変更

(定款の変更)

第54条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、富山県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を富山県知事に届け出なければならない。

第15章 公告の方法その他

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、本会の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第56条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

本会の組織変更当初の会長、副会長、常務理事、理事、監事は、次の通りとする。ただし、その任期は1年とする。

会 長 (理 事)	館 哲 二	副 会 長 (理 事)	杉 本 繁 次 郎
副 会 長 (理 事)	福 田 美 明	常 務 理 事	石 若 実
理 事	森 重 治	理 事	末 永 時 太 郎
同	木 津 誠 一	同	菊 池 現 亮
同	吉 波 彦 作	同	黒 川 宗 十 郎
同	森 田 忠 平	同	松 岡 兼 吾
同	中 田 清 平 衛	同	深 島 太 八 郎
同	中 村 宇 太 郎	同	本 田 一 郎
同	瀧 龍 道	同	稲 垣 武 太 郎
同	越 森 環 翠	同	池 淵 正
同	藤 木 次 一 郎	監 事	盛 本 三 次
同	紙 谷 文 次	同	野 田 隆 俊
同	河 上 喜 一	同	森 松 直 信

附 則

この定款は、平成11年3月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年11月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年12月5日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年6月4日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年6月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年3月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年6月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年9月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年10月2日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年5月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年3月9日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年5月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年6月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年6月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年5月 9日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年6月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年7月25日から施行する。